

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、
中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 合同会議（第9回）

議事要旨

日時：令和3年8月2日（月曜日）10時00分～12時00分

場所：Web会議

出席者

委員

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ

細田座長、石川委員、大下委員、坂田委員、佐藤委員、馬場委員、柳田委員、吉田氏（長谷川委員代理）

中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会

酒井委員長、青野委員、大熊委員、大塚委員、上林山委員、崎田委員、高村委員、森口委員

主な議題

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
2. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示の策定に向けた検討事項について
3. その他

委員等からの主な意見

■法律の施行後のフォローアップ等について

- Pledge and Review は個社、若しくは、特定の業界が進めるものであるため、どんどん進む方向へもっていくには、それぞれが行った結果をパブリックに評価し、優れた試みを広げていくことが重要。
- 社会全体の PDCA を回すには、Pledge and Review にて Pledge される内容、Review による評価だけでは足りない。全体のフロー把握を意識し、システムティックに毎年のように継続的に情報を集めることが必要。
- 法律の施行状況をしっかりと定量的にフォローアップしていくことが必要であり、マイルストーンがなかなか達成できない場合は、更に色々な施策を打っていかねばならない。
- プラスチック資源循環戦略で掲げたマイルストーンの実現に向けて取り組む方向性が

より重要であるため、そのための関係者間の連携、成果の把握・検証と改善、これを明確に仕組みとして落とし込む必要がある。

- 法律の対象ではないテイクアウトされる物に対しても、一般廃棄物・産業廃棄物の区別ではなく、調査の際に情報は取得すべき。
- 消費者が関わってくる場面も含めて、定期的で、可能な範囲で定量的な状況のレビューも必要。

■基本方針について

- 海洋プラスチック汚染問題、地球温暖化の防止と資源循環の促進は容易には並立しえない課題であり、この点に十分留意した上で、LCA の観点から、高い次元でのバランスを取るべき。
- プラスチック資源循環戦略のマイルストーンに加えて、2050 年のカーボンニュートラルに向けたプラスチック利用の姿も、基本方針の中で示すとともに、大幅なリデュースやリユース、また、水平リサイクルといった技術の実装によって化石燃料に依存しないプラスチック利用を目指すというものも掲げる必要がある。

■プラスチック使用製品設計指針について

- 指針の基本的な考え方において、製造事業者が継続的に安定した品質の製品を提供していくために、資源循環の観点だけでなく、機能性や安全性に加え、コストとの両立の点も考慮するべき。
- 既に環境配慮設計を行っている業界もあるため、既存の取組に基づく製品設計についても適切に評価されるように、各業界とコミュニケーションを取るべき。
- プラスチック使用製品は多岐にわたるが、目指すべきはリデュース。認定の仕組みでは相対的に良いものを認めていくわけであるが、量が減らないとそれでよいのかという議論になりかねない。
- リチウムイオン電池による爆発や火災が頻発しており、一括回収になると、製品も混入し、リチウムイオン電池対策が非常に急務となる。このため、設計の段階から分離可能な構造にすることやリサイクルにおける安全性の視点からも、指針における具体的な内容を盛り込むべき。
- 指針は先頭に立って取組を進める事業者をしっかりと支援し、全体として取組の底上げを図るに十分な高い基準でなければならない。事業者の創意工夫を促すことは大切ではあるが、適切でないものが認定を受けることのないようにするべき。
- 製品全体に占めるプラスチックの割合が重量比又は体積比で過半について、適切と思うが、認定基準が必要な製品の設定はもう少し間口を広げた形で検討するべき。
- トレードオフの関係にある場合でも留意しながら進めるということは、短期的にはしっかりと認識しないと、設計指針の具体化に対応できないが、中長期的にはそのトレードオフの解消を目指していくことが重要であり、重要な規範はすべて満たしていく方

向を目指さねばならないという、中長期的な観点も大事にするべき。

- より自由度の高い環境配慮設計を可能にする上では、分解・分別技術やリサイクル技術のイノベーションが非常に重要であり、複合素材から単一素材への、簡便かつ低コストな分離技術や、ケミカルリサイクルなどの高度なリサイクル技術等のイノベーションの実現のため、行政の財政面・技術面での支援をお願いしたい。
- 設計認定の取得や取得に向けた技術開発のモチベーションになるような財政面での支援、あるいは好事例の公表・PR が重要。
- 指針はイノベーションや企業の先進的取組による技術の進展に対応するため、定期的にアップデートしていくことが重要。

■使用の合理化について

- 事業者の予見可能性を高める観点から、できる限り、基準が明快で判断が簡便になるような枠組みとすることが非常に重要であり、先行する容リ法の仕組みとなるべく近い方法を採用して、事業者に分かりやすい枠組みとするべき。
- リユースの観点も重要であり、容器のリユースシステムの採用について検討していくことを盛り込むことや、容リ法に基づく判断基準省令の改正などにも必要になると考える。
- プラスチック使用製品の使用の合理化がしっかり運用されるためには、消費者との接点が最前線となる、店舗スタッフ等に対する企業からの働きかけや教育が重要。

■回収・リサイクルの高度化について

- 分別収集の再商品化計画について、認定後は事業者任せ・市町村任せではなく、国がしっかり市町村と連携して、このスキームが所期の目的を果たせるように成果の把握・検証・改善についてしっかり責任・役割を担うべき。
- 分別収集や再商品化計画等に関する具体的な方法や手順について、政省令において、そうした点を具体化するとともに、詳細な内容はガイドラインとして早期に示すべき。
- リチウムイオン電池等の、再商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物に関しては、多様な主体の取組が必要であり、例えば、製造事業者による表示の仕方や分離の容易化、啓発なども役割として記載することが必要。
- 製造事業者による自主回収を広く進めていただくことが非常に重要であるため、大臣認定などの手続きの簡素化や迅速化・弾力化が必要。
- 製造事業者等による自主回収について、この計画認定を取得すれば ESG 投資において具体的にプラスになるといったような、事業者が評価されるための経営者等との連携を行い、事業者による自主回収を促進させるべき。
- 自主的取組を進めるためには経済合理性が必要であり、質の良いプラスチックを大量に集め、質の良いリサイクラーにいかに関理的に運搬するかが重要。その中で市町村と製造事業者、排出事業者が連携する、分断しないような認定の仕組みを考えていくべき。

また、フランチャイズチェーン、大型商業施設、大型オフィスビル、オフィス、商店街など多様な排出事業者が連携することで大きなリサイクル効果・削減効果があるため、当事者を分断しない形での計画認定制度を考えるべき。

- 高度なリサイクルは非常に望ましいが、それができない場合は低炭素社会に対応するために、熱回収を効率化することや多様なリサイクルシステムを効率的に運用していくことが重要。
- 申請から計画認定まで相当時間がかかることや計画認定を受けた後の変更申請に非常に時間がかかることがあるため、電子の申請制度や標準処理期間の設定によって、当事者が自主的な取組を迅速に始め、柔軟に変更できる制度にするべき。
- 動脈物流を最大限活用し、トラックに空きがない状態で運搬を効率化させることが重要であり、動脈物流の方に十分なヒアリングを行い、車両表示などのリサイクル効率化に支障が出るような制度にしないことや、マニフェスト・契約書を動脈物流に有効活用できるシステムの導入が必要。
- 広域認定では、末端の関係者が少し変更すると全て申請し直すという点が問題になっているため柔軟にすることが重要。
- 市区町村に負担感がなく、スムーズに分別収集が行われる制度設計や財政支援等もお願いしたい。
- 分別に関して設備導入が必要な場合もあるため、市町村や中間処理事業者に対する財政支援等もお願いしたい。
- 製品プラの処理費は自治体の負担になる中、中間処理が省略できるケースであれば自治体の負担が軽減されるが、同じ自治体の中にリサイクラーがいない場合は、ほとんど容リルートを活用せざるを得ず、製品の処理費の負担がかかる。このため、自治体の負担増に対する支援をお願いしたい。
- 費用負担について、特定事業者と市区町村それぞれが負担すると認識しているが、実態と乖離がないような形にしていくため、制度設計に当たっては慎重に検討するべき。

■排出事業者による排出の抑制及び再資源化等の取組について

- 製造・加工工場でプラスチック原料や加工端材の海洋への流出防止に取り組んでいる企業も多くあるため、既存の取組が適切に評価され、促進されるような判断基準とするべき。
- 排出事業者による自主的な取組について、排出抑制や再資源化の取組は企業や業種によって直面する事情が様々であるということを踏まえ、各事業者による自主的な取組を促す形で制度設計をするべき。
- 再資源化が困難なケースも生じ得るため、再資源化の技術的・経済的な合理性が伴わない場合、熱回収が有用な措置であることについて省令においても可視化させるべき。

■各主体の役割等について

- 資源循環に係る取組に関して、各主体が自分事として考え、相互に連携して取り組むためにも、法律が目指すものは何か、全体像、狙いなど、それらが社会に伝わっていることが重要。
- 皆でプラスチックの **3R+Renewable** に取り組むことを消費者が認識し、過剰な利用を減らし、事業者を選択することが重要。
- 消費者の選択、使用、分別、排出がある中で、消費者のどのような行動変容を期待するのかを、それぞれの部分で明確に書き込む、あるいは、全体像としてもしっかり入れ込むべき。
- 消費者によく接する企業が、消費者に対して働きかけをすることは **SDGs** の一環としても重要であるため、消費者側の取組の進捗をフォローしながら取組を進めるべき。

■その他

- 本合同会議で取りまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」について、プラスチック資源循環の課題解決に加え、ジャパンモデルを世界に広げることで **SDGs** や海洋プラ問題に貢献すること、加えて、新型コロナウイルスに伴うエッセンシャルユースの増加への対応を明示してきており、これまでのやり方では対応が難しい、かなりチャレンジングな方向性をうたっているため、これらをしっかり明示するとともに、難しい領域に入っていくこと、新しい対策をスタートしなければという心構えをしっかりと打ち出していくべき。
- 資源循環においては、サプライチェーンの各段階でリサイクルコストが適正かつ確実に価格転嫁できることが極めて重要であり、ケミカルリサイクルに対する取組が加速されることを期待。
- 自治体が **2050 年ゼロカーボンシティ** を目指す動きが大きくなってきており、こうした流れの中で、プラスチックの資源化や発生抑制が大きな存在としてクローズアップされているため、どのような取組が貢献するのか、**LCA** の観点等をしっかりと見える化をして発信するべき。
- 個々の施策に対応してケミカルリサイクル、バイオフィナリー、**LCA** など新しい技術や評価方法なども逐次開発されていくため、その技術などを具体的に理解できるように、都度分かりやすく解説していくのが肝要。また、個々の指針のタイムリーなブラッシュアップにより成果に繋げていくことが必要。
- 申請などでは、デジタル化が適切に進むことを期待。
- 一般廃棄物・産業廃棄物を含めた、生産物の全連鎖でコントロールしていくことで、ここには生産者責任、排出者責任、そして処理事業者責任もあり、この責任が上手く接続されるように制度設計すれば、ジャパンモデルになり得ると考える。

お問い合わせ先

産業技術環境局 資源循環経済課

電 話 : 03-3501-4978

F A X : 03-3501-9489